投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第二項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　東岳証券株式会社
二、所在地　東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
三、代表者の氏名　加藤　正躬
四、営業所名　本店
五、取戻しをしようとする営業保証金の額　金五、〇〇〇、〇〇〇円
六、右の者（登録番号関東財務局長第二一七八号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十三年五月二日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。
七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十二年十一月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
東岳証券株式会社
代表取締役　加藤　正躬

旅行業協会ボンド保証規則度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第二項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　長官登録旅行業第二三六七号　平成三年四月十五日
(二)　商号　株式会社キースエンタープライズ
(三)　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社キースエンタープライズ　大阪市北区中之島二丁目三番三三号　代表取締役　竹内栄二
(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号
二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日
三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年十月七日
四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也
五、第二号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間における債務によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当該会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。
六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年十一月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　恥

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年 11 月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ヒア・ウォーター・サービス株式会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業３－371号　④ヒア・ウォーター・サービス株式会社　札幌市中央区北３条西１丁目２番地　代表取締役　横山英志　⑤ヒア・ウォーター・サービス株式会社　札幌市中央区北３条西１丁目２番地　⑥平成９年10月１日　⑧平成22年10月６日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区北３条西１丁目２番地　ヒア・ウォーター・サービス株式会社　代表取締役　横山英志

Ｂ　①四万観光案内所　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－318号　④四万観光案内所　群馬県吾妻郡中之条町四万3824－７　代表　入内島道隆　⑤四万観光案内所　群馬県吾妻郡中之条町四万3824－７　⑥平成６年８月５日　⑧平成22年８月２日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県吾妻郡中之条町四万3824－７　四万観光案内所　代表　入内島道隆

Ｃ　①山手観光自動車株式会社（山手トラベルサービス）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6331号　④山手観光自動車株式会社　埼玉県さいたま市浦和区元町二丁目１番13号　代表取締役　清田明徳　⑤本社営業所　東京都足立区入谷９－18－５山手観光自動車２Ｆ　⑥平成22年６月29日　⑨平成22年10月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫埼玉県さいたま市浦和区元町二丁目１番13号　山手観光自動車株式会社　代表取締役　清田明徳

Ｂ　①株式会社プランニングエイ・ビー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4878号　④株式会社プランニングエイ・ビー　東京都新宿区新宿一丁目28番10－901号　代表取締役　阿部芳實　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿１－28－10－901　⑥平成12年９月27日　⑧平成22年９月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿一丁目28番10－901号　株式会社プランニングエイ・ビー　代表取締役　阿部芳實

Ｂ　①フォンテーヌ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5484号　④フォンテーヌ株式会社　東京都新宿区荒木町13番地４　代表取締役　伊江邦男　⑤本社営業所　東京都新宿区荒木町13番地４住友不動産四谷ビル６Ｆ　⑥平成16年７月22日　⑧平成22年10月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区荒木町13番地４　フォンテーヌ株式会社　代表取締役　伊江邦男

Ｂ　①株式会社エス・アール　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5881号　④株式会社エス・アール　東京都豊島区西池袋１丁目43番３号　代表取締役　近藤亮子　⑤本社　東京都豊島区西池袋１丁目43番３号　⑥平成19年３月８日　⑧平成22年９月24日　⑩700万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区西池袋１丁目43番３号　株式会社エス・アール　代表取締役　近藤亮子

Ｃ　①イズミトラベルサービス　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－951号　④島村康彦　神奈川県横浜市泉区中田南４－33－30　⑤本社営業所　神奈川県横浜市泉区中田南４－33－30　⑥平成22年１月26日　⑨平成22年10月12日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市泉区中田南４－33－30　島村康彦